

(指定解除を諮問したい文化財)

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所有者及び管理者
天然記念物 (植物)	半田の大ザクラ	1 樹	美馬郡つるぎ町 半田字高清1725	つるぎ町長

(参考)

文化財の保護に関する条例 (抜粋)

第三章 県指定有形文化財

(指定)

第八条 委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者および権原に基く占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基く占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者および権原に基く占有者に通知して行う。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

(解除)

第九条 県指定有形文化財が県指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたときおよび前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、すみやかに県指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

第六章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十五条 委員会は、県の区域内に存する記念物(法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定史跡、徳島県指定名勝又は徳島県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第八条第二項から第六項までの規定を準用する。

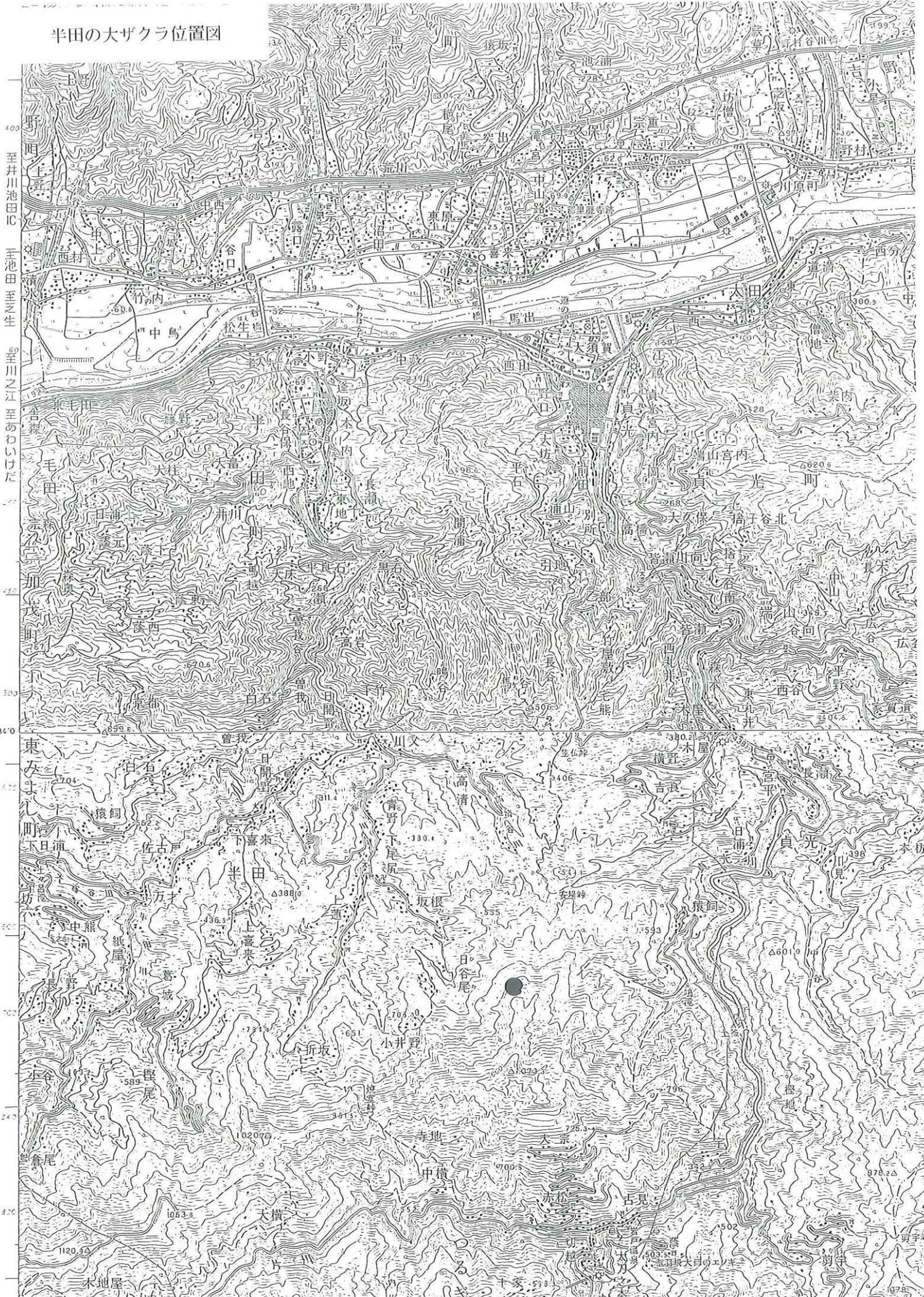
(平一七条例五一・一部改正)

(解除)

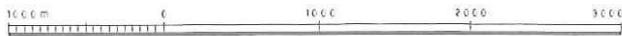
第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除には、第九条第二項および第五項の規定を、前項の場合には、第九条第四項および第五項の規定を準用する。

半田の大ザクラ位置図



1:50,000 剣山





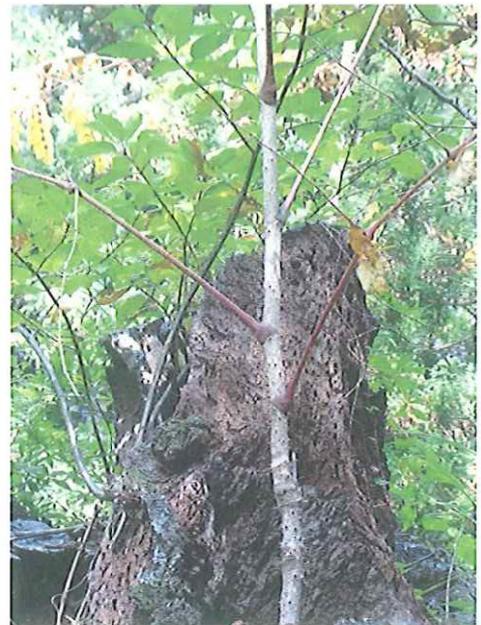
東から



北から



西から



南から